

厚木飛行場周辺において住宅防音工事を希望される皆様へ

平成18年1月の区域指定告示で新たに助成対象になった区域及び告示後住宅防音工事の助成対象区域における「住宅防音工事希望届」の受付対象住宅の緩和について

厚木飛行場周辺における住宅防音工事について、平成26年6月16日（月）から「住宅防音工事希望届」（以下、希望届という）の受付対象となる住宅の建築年月日が以下のとおり緩和されます。

○拡大区域（H18.1.17告示）の受付対象建築年月日

年次区分等		区域	受付対象住宅
緩和前	平成26年6月15日まで	75W～80W	平成3年9月10日までに建築された住宅（高齢者等がお住まいの場合は、平成8年9月10日まで）
		80W～85W	平成8年9月10日までに建築された住宅
緩和後	平成26年6月16日以降	75W～80W	<u>平成13年9月10日までに建築された住宅</u> （高齢者等がお住まいの場合は、平成18年1月17日まで）
		80W～85W	<u>平成18年1月17日までに建築された住宅</u>

○告示後住宅防音工事の受付対象建築年月日

年次区分等		区域	受付対象住宅
緩和前	平成26年6月15日まで	85W以上	平成13年9月10日までに建築された住宅
緩和後	平成26年6月16日以降	85W以上	<u>平成18年1月17日までに建築された住宅</u>

上記の対象年次の緩和により、新たに受付対象となる方で住宅防音工事を希望される方は、次の点に注意して、希望届の提出をお願いします。

今回、新たに希望届の受付対象となる住宅については、

- ① 希望届^{*}の受付を平成26年6月16日（月）から開始しますので、南関東防衛局に郵送等により提出して下さい。なお、6月15日以前に当局に希望届を提出された場合は受付出来ませんのでご注意ください。
- ② 希望届の提出に際し、防音工事の対象住宅であるか否か（建築年月日等）を登記簿等の公的書類で確認し提出して下さい。
- ③ 希望届の受付状況を踏まえ、建築年月日の古い住宅から住宅防音工事を実施する予定です。
- ④ 従前の住宅を建て替えている場合は、以下の問い合わせ先へご連絡願います。

※希望届は、当局及び座間防衛事務所（大和市鶴間1-13-2、Tel046-261-2063）で配布しているほか、当局のホームページ（http://www.mod.go.jp/rdb/s-kanto/20_Second_level/03_bout/03_peripheral/jyutakubouon/jyutakubouonn001.html）からもダウンロードできます。

【希望届の提出、問い合わせ先】

〒231-0003 横浜市中区北仲通5-57横浜第2合同庁舎

南関東防衛局 企画部 住宅防音課第1課

TEL 045-211-7113

